

令和5年度【公共施設等の利活用に関する民間提案制度】

～皆さまからの提案をお待ちしております！～

制度の概要

津山市の民間提案制度は、民間事業者から本市が保有する土地・公共施設に関しての提案を求め、民間ならではの公共サービスの提供や公共施設マネジメントに貢献する提案を選定し、採用された提案者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、提案が採用された者との**随意契約を前提**としています。ただし、提案者との協議が成立した場合でも、環境や状況の変化等の事由により、事業が実施できなくなった場合には、事業化されません。

制度の特徴

公共施設マネジメントに関することなら自由な提案が可能です

運用指針・募集要項で定める一定の条件以外の要件はありません。一部、対象外となる提案（※）もありますが、自由な発想、独自のノウハウを盛り込んだ提案ができます。詳しくは募集要項をご覧ください。

※対象外となる提案

- 単に事業（施設）の廃止に関する提案
- 既存の委託事業を単に安価で受託しようとする提案
- 法令等により、民間事業者が実施することが適当でない事業 など

市の新たな財政負担が無いことが原則です

提案の事業化にあたっては、次に定める方法等により資金調達・収入を得るものとします。

- ▶提案による財産の（施設・土地）の貸付料・売上収益等、広告料収入
- ▶提案による光熱水費・保守費等の削減相当額
- ▶提案による本市の現行予算の振替・転用 など

事業化協議が成立した時点で提案採用者との随意契約を保証します

民間事業者様からの提案内容を知的財産として捉えます。提案が採用され、協議を経て事業化が決定した際には、提案者との随意契約を保証します。

提案対象

提案対象となる施設やテーマは以下の4種類があります。

利活用対象施設：民間提案制度により利活用を期待する施設・スペース

- ①勝北陶芸の里工房
- ②久米ふれあい陶芸センター
- ③阿波出張所庁舎（2階より上階）

New④ふれあいサロン喫茶部分（アリコペール・しんざ2階）

これらの施設についての詳細は津山市公式ウェブサイトに掲載している別添の[対象物件の概要](#)でご確認ください。

テーマ型提案①：2050カーボンニュートラルに資する提案

2050年の脱炭素社会に向けた、公共施設等のエネルギー対策、省エネ対策、建物の断熱化などのうち、複合的な課題解決に資する提案。

テーマ型提案②：効率的で快適な施設管理に資する提案

独自のビジネスモデルによる公共トイレや公園等の維持管理など。

その他施設：上記以外の施設や提案

これらの施設についての詳細は津山市公式ウェブサイトに掲載している[「施設別カルテ」](#)等をご参照ください。

なお、その他施設の利活用を検討する場合は事前相談が必要です。

実施スケジュール（予定）

- 令和5年7月14日：募集要項の公表、現地見学・相談の受付開始
- 11月24日：提案締切り
- 11月下旬～12月上旬 書類・プレゼン審査
- 1月上旬：提案採用者への通知、採用となったものから順次協議

お問い合わせ

津山市 総務部 財産活用課
電話：0868-32-2122
メール：zaisan@city.tsuyama.lg.jp

詳しくは津山市公式ウェブサイトをご確認ください。

津山市 民間提案制度

検索 